

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

社会保険庁長官が平成○年○月○日付で請求人に対してした、厚生年金保険法による厚生年金保険の被保険者であったA(平成○○年○月○日死亡)に係る遺族厚生年金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求める。

第2 事案の概要

1 本件は、社会保険庁長官が、再審査請求人(以下「請求人」という。)が平成○年○月○日(受付)にした、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による厚生年金保険の被保険者であり、平成○年○月○日に死亡したA(以下「A」という。)の内縁の妻としての遺族厚生年金の裁定請求に対し、平成○年○月○日付で、「受給権者と請求者の間において、死亡当時生計維持関係があったと認められないため。」との理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした事案である。

2 本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯は、次のとおりであると認められる。

(1) A(昭和○年○月○日生)は、平成○年○月○日に死亡した厚生年金保険被保険者期間(以下「厚年期間」という。)○○○月を有する厚生年金保険の被保険者であり、その死亡の当時、戸籍上の届出(昭和○年○月○日届出)のある妻B(以下「B」という。)があった。

(2) Bは、平成○年○月○日、社会保険庁長官に対し、Aに係る遺族厚生年

金の裁定を請求したところ、社会保険庁長官は、同年○月○日付で、受給権発生の日を平成○年○月○日とする遺族厚生年金を裁定した。

(3) 請求人は、平成○年○月○日、社会保険庁長官に対し、Aの内縁の妻であるとして、Aに係る遺族厚生年金の裁定を請求した。

(4) 社会保険庁長官は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「受給権者と請求者の間において、死亡当時生計維持関係があったと認められないため。」との理由により、遺族厚生年金を支給しない旨の原処分をした。

(5) 請求人は、原処分を不服として、平成○年○月○日(受付)、標記の社会保険審査官に対して審査請求をしたが、同社会保険審査官は、同年○月○日付で上記審査請求を棄却する決定をした。請求人は、なおも原処分を不服として、平成○年○月○日(受付)、当審査会に再審査請求をした。

3 本件の争点は以下のとおりである。すなわち、厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合において、その死亡の当時その者によって生計を維持していたその者の配偶者(婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む(厚年法第3条第2項)。以下、婚姻はしていないが事実上婚姻関係(以下「事実婚関係」という。)にある妻と同様の関係にある者を「内縁の妻」という。)に遺族厚生年金が支給される。そして、事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の2要件を備えること、すなわち、① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することの2要件を備えることが必要とされている(昭和55年

5月16日庁保発第15号社会保険庁保険部長通知。以下「本件通知」という。しかし、死亡した者に戸籍上の届出のある妻のほかには内縁の妻がある場合(以下、内縁の妻の側から見たこのような内縁関係を「重婚的内縁関係」という。)の取扱いについては、本件通知において、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、したがって、届出による婚姻関係がその実態を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定するものとするものとされている。本件においては、請求人は、Aの内縁の妻であると主張して遺族厚生年金の裁定を求めるところ、請求人がAの内縁の妻であると仮定しても、Aには戸籍上の届出のある妻であるBがあるので、請求人は重婚的内縁関係にある内縁の妻ということになるから、遺族厚生年金を受給するためには、先ずもって、AとBとの婚姻関係がその実態を全く失ったものとなっていることが必要であり、これが肯定的に判断される場合には、次に、請求人がAの死亡の当時、Aによって生計を維持していたかどうかを検討されることになる。したがって、本件における争点は、次のとおりである。

#### (1) 争点1

AとBとの婚姻関係がその実態を全く失ったものとなっていたか、否か。

#### (2) 争点2

請求人が、Aとの婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係にあり、かつ、Aの死亡の当時、Aによって生計を維持していたか、否か。

### 第3 争点に対する判断

- 1 争点1について判断するに、夫が戸籍上届出のある妻以外の女性と事実上の婚姻関係にある場合において、届出による婚姻関係がその実態を全く失ったものとなっているときは、どのような場合を

いうかについては、婚姻の届出のある妻について農林漁業団体職員共済組合法第24条第1項所定の配偶者に当たらないとした最高裁判所昭和54年(行ツ)第109号同58年4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270頁)が、戸籍上届出のある妻が、夫と事実上婚姻関係を解消することを合意した上、夫の死亡に至るまで長期間別居し、夫から事実上の離婚を前提とする養育費等の経済的給付を受け、婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化し、一方、夫が他の女性と事実上の婚姻関係にあったなどの事情があるときは、上記妻は同法第24条第1項にいう配偶者にあたらぬと判示していることを考慮すると、① 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないときや、② 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(概ね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき等であり、ここに「夫婦としての共同生活の状態にない」といい得るためには、㉞ 当事者が住居を異にすること、㉟ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存しないこと及び㊱ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が反復して存在しないことの全ての要件に該当することを要するものというべきであり(「事実婚関係の認定事務について」(昭和55年5月16日庁保発第13号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長・国民年金課長・業務第1課長・業務第2課長通知。以下「昭和55年5月16日第13号通知」という。))、この関係は、受給権者と重婚的内縁関係にある者との関係が密接であるために反射的に戸籍上の届出のある妻との関係が疎遠になっている状態をいうのではなく、受給権者と戸籍上の届出のある妻との間に婚姻関係を解消することに

についての合意があり、事実上の離婚に関する経済的給付も、事実上の離婚給付としての性格を有するものであるなど、双方の積極的な意思が合致して事実上の離婚状態を作り上げているということであればならないというべきである。

2 これをAとBとの関係についてみるに、本件記録によると、次の各事実が認められる。

(1) Aは、昭和○年○月○日、父Cと母Qの長男として出生したものであり、Bは、昭和○年○月○日、父Dと母Eの長女として出生したものである。両名は、昭和○年○月○日に婚姻の届出をした夫婦であり、両名の間に、長女F(昭和○年○月○日生。以下「F」という。)及び二女G(昭和○年○月○日生。以下「G」という。)が出生している。一方請求人は、昭和○年○月○日、父H、母I(以下「I」という。)の長女として出生し、昭和○年○月○日にJとの間に女・Kが出生し(昭和○年○月○日J認知届出。以下「K」という。)、昭和○年○月○日にAとの間に男・L(昭和○年○月○日胎児認知届出。以下「L」という。)が出生している。

(2) Aは、平成○年○月○日に、a病院において、胆嚢癌(直接死因)により死亡した。死亡当時の住民基本台帳法上の届出住所はBの肩書住所地と同じ○市○区○町○番地の○ハイツ○号室(以下「bハイツ」という。)であり、Aを世帯主とする住民票謄本によると、AとB夫婦は、昭和○年○月○日に、前住所地○郡○町○番地から一緒に上記住所地に転入し、bハイツを自宅としたものであり、両名の登録住所地は、転入時からAの死亡時に至るまで変更されることはなかった。

(3) Aは、死亡時、株式会社c社の代表取締役であった。株式会社c社(以下「c社」という。)は、○市○区○町○丁目○番○号を本店所在

地とし、美術工芸品の取扱事務及び販売業、梱包及び荷造の製作及び販売業等を目的として、昭和○年○月○日に設立されたd社(以下「d社」という。)を前身とする株式会社であり、その代表取締役はA1名のみであったが、Aが死亡する約1月前の平成○年○月○日に従前から取締役であったN(以下「N」という。)が代表取締役に就任し(Aとの各自代表)、Aが同年○月○日に死亡した後の同月○日にFが代表取締役に就任して、Nとの各自代表制となった。Aの妻であるBは、監査役とされている(平成○年○月○日就任)。請求人は、平成○年○月○日にc社の取締役に就任しており、平成○年○月○日に辞任している。Aが死亡した日の属する第27期営業年度における報酬額は、Aは○○○○万円(前事業年度(以下、同じ。)○○○○万円)、Nは○○○○万円(○○○○万○○○円)、Bは○○万円(同額)、請求人は、○○○万円(○○○万円)であった。

(4) 請求人のA死亡当時の住民基本台帳法上の届出住所は、○区○○○丁目○番○号であり、同所の借家(以下「○○○の居宅」という。)に居住していたところ、○○○の居宅は、c社が平成○年○月○日に○から賃借した建物であり、請求人は、同月○日○市内(同所の住宅を以下、「○○の居宅」という。)から転入して入居した。請求人は、A死亡後の平成○年○月○日まで○○○の居宅に居住しており、同月○日に肩書住所地である○区○○○-○○-○○-○○に転出した。

(5) Aは、昭和○年ころまでは、外泊はあったものの、時折帰宅が深夜になるが、基本的には原則として毎日帰宅する生活を送っていた。昭和○年にc社の自社ビルが建築され、Aは、その頃から、自社ビルでの寝泊まりの方が便利であるとして、bハイツに帰宅しないようになり、Bに対しても会社近

くへの転居を提案したが、娘たちの転校を避けたいと考えていたBは、その提案に乗らなかった。そのため、Aは、ウィークデーは自宅に用事があるときのみ帰宅して会社に戻り、終末はゴルフという生活となり、自宅で就寝するのは月に数回という生活になった。

昭和〇年になると、F及びGが〇〇〇に留学し、Aも娘たちのことを気に掛けなくて済むようになり、bハイツで就寝することは2、3か月に1回という頻度となった。しかし、Aは、毎週Bの許に電話連絡をしており、会社関係の連絡の有無の確認（代表取締役であるAの法人登記簿上の住所がbハイツとなっていた。）と留学中の娘たちの消息を尋ねることが多かった。会社関係の書類が届いていたときにはAが取りに帰って来たり、Bが会社に郵送したりしていた。また、F及びGは3か月に一度は寄宿舎が閉まることから、その都度帰国しており、その際は、Aもbハイツで過ごしていた。その間、A及びBの夫婦は、知人の結婚式の媒酌人を3回務め、特に、c社の取締役（後に代表取締役）であるNの媒酌人も務めている。

Aの実家での大切な行事には、BもAと共に帰省しており、娘たちもお盆と正月には一緒に帰省していた。

Aは、婚姻当初から生活費を手渡し又は振込でBに渡しており、バブル崩壊のころはc社も経営不振に陥り、振込額が減ったこともあったが、Bがパートに出て乗り切った。平成〇年ころには月額〇万円台の送金があり、これは、平成〇年〇月まで続き、同年〇月からは月額〇〇万円、平成〇年からは月額〇〇万円となったが、同年〇月に月額〇万円になり、同年〇〇月に月額〇〇万円になり、平成〇年〇月以降は、毎月〇〇万円が振り込まれるようになっており、この送金額は、Aが死亡するまで維持されていた。もと

より、特別の出費や臨時的な出費があるときには、その都度、必要額が送金されたり、直接手渡しで渡されていた（なお、以上の送金は、Aからの送金であったり、c社からの送金であったり、まちまちであったが、平成〇年〇月以降の送金は、概ねc社からのものである。）。F及びGの留学費用は、総額約〇億〇〇〇〇万円に上っている。なお、Bの年金記録によると、Bは、昭和〇年〇月から平成〇年〇月まで継続して厚年資格を有していたが、同年〇月以降は厚年資格を喪失し、国民年金の被保険者となったが、三号被保険者該当届けをしないまま経過し、平成〇年〇月〇日に、第3号被保険者特例届出をし、平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までが保険料納付済期間とされている。さらに、〇〇市〇〇〇区長作成のBに係る平成〇〇年度市民税・県民税非課税証明書によると、BがAの控除対象配偶者であることが証明されており、Aに係る健康保険「被扶養者記録照会回答票」（案内画面）によると、Bは、Aの死亡による資格喪失時において、被扶養者（続柄：妻）とされている。

また、Aは、〇〇〇〇〇カードの会員で、Bはその家族会員となっており、Bは、昭和〇年ころから各種買物等に〇〇〇〇〇カードを利用しており、現在残されている利用代金請求書によると、Bは、平成〇年〇月以降は概ね10日おきに、〇〇〇〇〇カード決済（A名義の預金口座からの引き落とし決済）により、「〇〇〇〇倶楽部」という通販業者から宅配野菜、お茶、ぬか、ごま油を購入している。

(6) 請求人は、昭和〇年ころ、クラブ〇〇〇でホステスとして稼働していたところ、客として来店したAと知り合い、Aは、知り合って3か月位したころに、〇区〇〇〇番のマンションを請求人に借り与え、請求人、K及び請求人の母Iを住まわせて交際を続けてい

た。その後、請求人がLを懐胎したことから、○区○○○のマンションに転居し、昭和○年○月にLが出生した。その頃は、Aは、請求人と同居しており、平成○年ころには、Aが○○の居宅を購入し、A及び請求人らは○○の居宅に転居したが、その半年後にはAが単身○○の居宅から退去して兩名の同居は中断し、請求人は、平成○年ころまでホステスとして稼働していた。同年ころ、Aが「一緒に住まわせてくれれば、……生活費をもっと入れられるから。」と言って○○の居宅に戻り、兩名の同居が再開され、請求人もホステスを辞めた。請求人、K、L及びIは上記認定のとおり、平成○年○月から○○○○の居宅に引っ越したが、Aは、○○○○の居宅で、請求人ら4名と起居を共にしており、○○○○の居宅の賃貸人も、Aと請求人が婚姻の届出をしているかどうかはともかく、通常の夫婦として兩名をみていた。Aは、請求人に○○○○のマンションを借り与えて以来、請求人らの生活費を請求人に与えており、その原資は請求人をc社の取締役であることにし、その報酬名下に会社から金を引き出して資金を捻出していたものである（請求人は、審査請求書において「同社のために働いたことは一度もなかった。同社はAの100%オーナー会社であり、Aが自分の好きなように決めることができたため、報酬を請求人と自分のための費用に充てるだけの目的で役員にしたものである。」と述べている。）。請求人は、昭和○年○月○日にd社に係る厚年資格を取得し、平成○年○月○日にその資格を喪失し、同日、別の事業所（○○○○○○株式会社（当時は、○○○○○○相互会社））に係る厚年資格（標準報酬月額○万円）を取得したが、平成○年○月○日にその資格を喪失し、その後、同月から平成○年○月までの間は厚年資格を取得することなく経過し、同年○月○日に

c社に係る厚年資格（標準報酬月額○万円）を取得している。なお、Lは、○○大学を卒業した医師である。

以上の事実が認められ、請求人作成の各陳述書（生計同一についての説明書、生計同一についての陳述書）中、上記認定に反する部分は、上記認定事実及びその認定に供した証拠関係に照らして措信せず、他に、上記認定を覆すに足りる確な証拠はない。

3 上記認定事実によると、Bは、Aとの婚姻以来その死亡に至るまでの間、一貫して、Aと同人を世帯主とする住民票上の住所を一にしていたことが認められるが、実際には、昭和○年ころから、死亡するに至るまでの間、特別の場合以外は起居を共にすることがなくなり、別居状態にあったことが認められる。一方、その間、Aは、一時中断した期間はあるものの、概ね請求人と起居を共にして同居していたものと認められるところ、本件記録により認められるAと請求人並びにK、L及びIとの生活関係を考慮すると、Aと請求人との間には、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意に基づく夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在していたものと認めるのが相当であり、請求人は、Aと婚姻はしていないが事実婚関係にある内縁の妻に当たるといふべきであるが、一方、Aには戸籍上の届出のある妻・Bがあったのであるから、請求人はAと重婚的内縁関係にあった者であるといふことができる。そして、本件通知の定めるところによれば、請求人が遺族厚生年金を受給するためには、先ずもって、AとBとの婚姻関係がその実態を全く失ったものとなっていることが必要といふことになる。

4 そこで、昭和55年5月16日第13号通知の定めるところに従い、この点について検討するに、上記認定のとおり、AとBは、永年別居しており、その別居状態は固定化していたとはいえるけれど

も、当事者間には経済的な依存関係が反復して存続していたのであり、当事者間の意思の疎通を示す音信又は訪問等の事実も反復して存在していたことが認められるのであって、これらの事実により、Aが平成〇年〇月〇日に東京法務局所属公証人Pに対して作成を嘱託した遺言公正証書によると、Aがした遺言は、最高裁判所平成元年（オ）第174号同3年4月19日第二小法廷判決・民集第45巻4号477頁がいう、特定の遺産を特定の相続人をして単独で相続させる遺産分割の方法を指定する形式の遺言であり、これによりその遺産をF及びGに相続させることとした上、「遺言者の妻Bは、遺族年金の収入にて、第3条記載の建物（注：bハイツ）にて生活してください。」との付言をしていることが認められること、上記遺言書には請求人のことはもとより認知した子であるLに関する件は一切出て来ないことを併せて考慮すると、Aは、bハイツに住むBら家族と、〇〇〇〇の居宅に住む請求人ら家族の二つの家族を持ち、それぞれの住居を確保して生活費を負担し、Bの子であるF及びGを〇〇〇に留学させ、請求人の子であるLに対しては〇〇大学における教育を受けさせて医師にまで育て上げていることから分かるように、二つの家族それぞれとの関係を適度に調整しながら、Bとの婚姻関係及び請求人との事実婚関係の双方を維持し、いわば二人分の人生を送ってきたものといえるのであり、もとより、そのうちのBとの婚姻関係がその実態を失って形骸化していたものということは到底いえない。そして、本件通知によれば、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、したがって、届出による婚姻関係がその実態を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定するものとするものとされているのであるから、争点2の如何、すなわち、

請求人がAと内縁関係にあり、かつ、Aの死亡の当時、Aによって生計を維持していたか、否かにかかわらず、請求人は、Aに係る遺族厚生年金を受けることはできないものというべきである。

- 5 以上の認定及び判断の結果によると、請求人に対し、遺族厚生年金を支給しない旨の原処分は、結論において適法かつ妥当であり、本件再審査請求は理由がないからこれを棄却すべきである。よって、主文のとおり裁決する。